

申請は
11月30日(月)
まで

店舗等のオーナーの方へ 賃借人への家賃を減額したときは 減額分の一部を助成します

●店舗等家賃減額助成

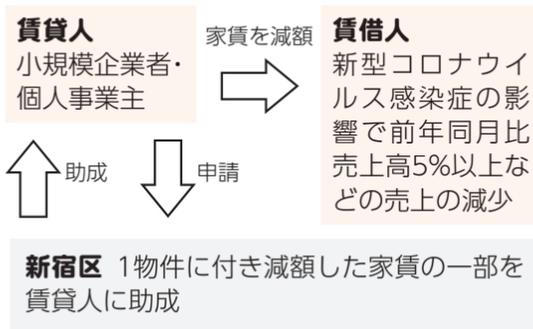
店舗等の賃借人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少しているテナント事業者に対し、家賃を減額した場合に、減額した家賃の一部を賃借人に助成します(右図)。

助成要件や必要書類等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。申請は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として、郵送で受け付けます。

★助成要件の「物件所有期間」は、相続、債権譲渡・債務引受等でオーナーになり、物件の借り手との賃貸借関係も引き継いでいる場合、前オーナーの物件所有期間を加算できます。

★個人で物件を所有し、本人が代表者等を務める法人で賃貸しているなど、物件所有者と賃借人が異なる場合はお問い合わせください。

【対象】4月1日以降、新型コロナウイルス感



染症の影響で減収となっている店舗等の家賃を減額している賃借人

【助成額】区内の店舗等の家賃について、減額した金額の2分の1(1つの物件につき月50,000円を限度、1人の賃借人に付きひと月5物件まで)

【助成対象月】4月～10月の家賃のうち、6か月分まで

【問合せ】店舗等家賃減額助成担当(本庁舎6階) ☎(5273)3554へ。

区内文化芸術施設(劇場・ライブハウス等)へ

申請は
9月30日(水)
まで

映像撮影・配信にかかる 費用を補助します

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた休業により、甚大な影響を受けた区内の文化芸術施設を支援するため、映像配信の新たな取り組みにかかる費用を補助します。補助を受けた施設の配信映像は区の特設サイト等で公開し、皆さんが自宅で文化芸術を楽しめる機会を提供します。

【問合せ】文化観光課文化観光係(第1分庁舎6階) ☎(5273)4069へ。

【対象施設】中小企業・小規模事業者等が運営する区内の次の施設
▶劇場、▶ライブハウス、▶映画館、▶演芸場

【補助対象経費】上記対象施設が映像配信するためにかかる次の費用

▶映像を撮影する際に必要な人件費

▶映像を撮影・配信する際に必要な機材(カメラ・パソコン・集音用マイクロフォン・スイッチャー・モニター・キャプチャー

ボード・編集機器・配線用ケーブル類等)の購入費・レンタル料

▶Wi-Fi整備費

▶ソフトウェアの導入費

【補助額】補助対象費用の10分の9(上限額/50万円)

【募集件数】50件(1施設につき1件まで)

詳しくは、募集要項でご案内しています。申請書・募集要項は、新宿区ホームページから取り出せます。

9月1日(火)～3年3月31日(水)

西戸山公園 野球場の 利用休止

西戸山公園野球場(百人町4-1)では、照明のLED化、人工芝改修・管理棟改修工事等のため、上記期間中の利用を休止します。ご理解・ご協力をお願いします。

※工期は変更する場合があります。

【問合せ】▶利用について…新宿未来創造財団 ☎(3232)7701、▶工事について…生涯学習スポーツ課(本庁舎1階) ☎(5273)4358へ。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 令和2年度は次のイベントを中止します

新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止する区の主なイベントをお知らせします。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

◆新宿フィールドミュージアム

音楽・美術・演劇・伝統芸能・まち歩きなど、100以上の幅広い分野を集約した文化芸術イベント(例年7月～11月に開催)

【問合せ】文化観光課文化観光係(第1分庁舎6階) ☎(5273)4069へ。

◆新宿クリエイターズ・フェスタ

著名なアーティストや子どもたちのアート作品が新宿のまちを彩るアートイベント(例年8月～10月に開催)

【問合せ】文化観光課文化観光係へ。

◆新宿まちフェス(大新宿区まつり)

ダンス・映画・グルメを中心に新宿のまちを満喫できるイベント(例年10月に実施)

【問合せ】新宿観光振興協会 ☎(3344)3160へ。

◆ふれあいフェスタ

(大新宿区まつり)

毎年多くの人でにぎわう都立戸山公園・新宿スポーツセンターで実施する区民まつり(例年10月に実施)

【問合せ】文化観光課文化観光係へ。

◆新宿御苑森の新能

新宿御苑の風景式庭園で見せる日本の古典芸能の世界(例年10月に実施)

【問合せ】新宿観光振興協会へ。

◆若者のつどい

20代・30代を中心に出会い・交流し・新たな新宿の魅力を発見する、新宿文化センターで実施する屋内フェス(例年11月に実施)

【問合せ】男女共同参画課 ☎(3341)0801へ。

住まいの耐震 塀の耐震 これであなとも一安心

区の助成制度の活用を

区では、地震による被害を最小限にし、災害に強いまちをつくるため、耐震化支援事業を進めています。耐震診断や耐震改修工事等への助成要件等詳しくは、お問い合わせください。

※工事等の契約は、必ず助成金の交付決定後に行ってください。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3829へ。

木造住宅の耐震化への助成

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した耐震性のない木造2階建て以下の住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)

◆耐震診断と補強設計への助成

★まず耐震診断を行う場合

区が派遣した建築士が詳細な耐震診断を無料で行います。その後、補強設計に進む場合、補強設計の費用の一部を助成します(上限額/17万円)。

★耐震診断と耐震補強を併せて行う場合

新宿区耐震診断登録員が行う耐震診断と補強設計の費用の一部を助成します(上限額/30万円)。

◆耐震改修工事への助成

補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合、下表のとおり費用の一部を助成します。

区分	助成金額(※)	上限額
耐震改修工事	助成対象工事費の4分の3	300万円
道路突出・無接道	助成対象工事費の8分の3	150万円
簡易耐震改修工事	助成対象工事費の5分の3	150万円
道路突出・無接道	助成対象工事費の10分の3	75万円

※1㎡当たりの単価を拡充しました。助成対象工事費は、実際の工事費(消費税を除く)または延べ床面積×34,100円/㎡で算出した額のいずれか低い金額です。

非木造建物の耐震化への助成

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した耐震性のない鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

【助成内容】▶耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)、▶耐震診断・補強設計への助成、▶耐震改修工事(※)への助成

※耐震改修工事への助成にかかる1㎡当たりの単価を拡充しました。助成金額等詳しくは、お問い合わせください。

ブロック塀等の除去・フェンス等の新設への助成

◆ブロック塀等の除去への助成

一般の交通の用に供する道に沿って設けられた、高さ1.0m以上の安全性が確認できないコンクリートブロック塀等を除去する費用の一部を助成します。

【助成金額】40万円を上限に、実際の工事費(消費税を除く)または下表の種別による1㎡当たりの単価×除去面積のいずれか低い金額

塀の種別	1㎡当たりの単価
ブロック塀・大谷石塀	12,000円
万年塀	6,000円

◆フェンス等の新設への助成(令和2年度まで)

区の助成制度を活用してブロック塀等を除去した後、フェンス等を新設する場合、費用の一部を助成します。

【助成金額】12万円を上限に、実際の工事費(消費税を除く)または新設するフェンスの長さ(m)×12,000円で算出した額のいずれか低い金額の2分の1

耐震シェルター・耐震ベッド設置費への助成

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した耐震性のない木造2階建て以下の住宅・店舗等併用住宅(過半が住宅)

【助成金額】▶耐震シェルター…設置に要する費用(消費税を除く)の10分の9(上限額/45万円)

▶耐震ベッド…設置に要する費用(消費税を除く)の10分の9(上限額/35万円)



イベント・催し等の開催の有無等は事前にご確認を！ また、休館している区施設等もありますので、事前にご確認ください。